

情報 コーナー

china town
information



インフルエンザ予防 接種について

●対象者

- 住民票が本町にある者で、
- ① 65歳以上の方
 - ② 60歳以上65歳未満であつて、心臓・腎臓若しくは呼吸器の機能又は、人免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方
 - ③ 1歳以上18歳以下の方（就業者は除く）
 - ④ ①②に該当する生活保護世帯の方

●助成期間

11月1日～1月31日

※接種日については、各医療機関にお問い合わせください。

●料金及び助成方法

①・②の方

自己負担額10000円
(町助成額25000円)

※医療機関に備えつけの予防

票にて接種してください。

③の方

自己負担額15000円
(町助成額15000円)

※保健センターに印鑑をお持ちになり、申請の際に予防票を受け取って接種してください。

④の方 全額助成

※保健福祉課で③と同様にお手続きください。

●接種回数 1人1回

※島外で接種された方は、保健センターに領収書、予防票の写し、印鑑、通帳をお持ちのうえ手続きを行ってください。

問 保健センター

電話(93)2075

10月1日は

「土地の日」です！

■一定面積以上の土地取引をした場合は届出が必要です。

一定面積以上（別表参照）の土地について、売買等の取引をした場合には、国土利用計画法により、契約締結後2週間以内に、買主が土地の利用目的及び取引価格等を届け出なければなりません。県では、その利用目的が公表されている土地利用に関する計画に適合しているか

どうかなどを審査し、場合によっては、利用目的の変更を勧告することがあります。届け出をしなかったり、偽りの届け出をしたりすると罰則が科されることがあります。

(別表)

区 域	面 積
市街地区域	2,000 m ²
市街地区域以外の都市計画区域	5,000 m ²
都市計画区域以外の区域	10,000 m ²

●届出義務者

権利取得者（売買の場合は買主）

●届出の時期

契約締結後2週間以内

●届出先

土地の所在する市町村

●罰則

6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金

■一定規模以上の土地の開発行為には土地利用協議が必要です。

県土の無秩序な開発を防止し、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な地域環境の確保すること等を目的に、一団1ヘクタール以上の面積

(※都市計画法・森林法・採石法・砂利採取法で許可又は認可を必要とする開発行為は、一団1ヘクタール以上の面積)の開発行為については、事前に知事と協議することとされています。このような開発を行おうとする場合は、開発の目的、方法等を記載した知事あての土地利用協議書を提出してください。

詳しい手続き等については、お問い合わせください。

問 企画振興課

電話(84)3162

県立短期大学奄美 サテライト講座の 開催について

県立短期大学の公開講座を沖永良部島で開催することになりました。県短の2人の講師が、それぞれの得意分野を生かして日頃の研究成果を話します。お気軽にご参加ください。

●日時

10月28日(土) 午前10時～正午、午後1時30分～午後3時30分

●講座内容

・「法と文学 裁判における「物語」の機能」
・「医食同源 海産物の機能性について」

●会場

和泊町防災拠点施設やすぎ館1階集会所

※入場無料で、どなたでも受講できます。事前申し込みもできます。

問 県立短期大学

電話099(220)1111

消費税率軽減税率制度 説明会の開催について

大島税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係する制度ですので、ぜひお越しください。

●日時

11月21日(火) 午後1時～2時15分

●会場

和泊町防災拠点施設やすぎ館1階集会所

※当日は、同会場(午前10時～正午)にて、平成29年分給与所得の年末調整説明会も開催します。

問 大島税務署

電話0997(52)4321

と畜場の利用について

沖永良部と畜場は毎週開場